# 平成17年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果

# (目次)

基本目標 1	:	オウ	ム真	理教	(の)	舌動	狀	兄を	明	15	か	に	す	る	こ	٢	に	ょ	IJ	公	共	の
		安全	の確	保に	寄	与す	<sup>-</sup> る。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
基本目標 2	:	内外	情勢	に関	す :	る情	報る	を政	柄	機	関	に	提 <sup>·</sup>	供	す	る	こ	ے	に	ょ	IJ	公
		# <i>o</i>	安全	の硝	€保	に客	計:	ਰ z	3.	•	•	•	•	•	•		•				•	6

#### 目 標 基本目標1

オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与 する。

【基準年次・評価総括年次:平成17年度】

#### 達成目標

観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。

指標 |オウム真理教の組織 , 活|**目標値等**| 動の実態及び危険性の解

#### 基本的考え方 1.課題・ニーズ

明の度合い

オウム真理教(以下「教団」という。)については、「無差別大量殺人行為 を行った団体の規制に関する法律」(以下「団体規制法」という。)に基づき, 公安調査庁長官の観察に付されているところ、教団に対しては、多くの国民 が依然として不安感を抱いており,公安調査庁としては,再び,無差別大量 殺人行為などが起こることのないよう,適切な施策の実施を通じて公共の安 全を確保することが求められている。

## 2.目的・意図(当該施策の必要性)

教団の活動状況を明らかにし,必要があれば再発防止処分の請求を行う, 関係地方公共団体の請求に応じ教団に対する調査結果をより幅広く提供する などの施策を通じて,教団の有している危険性の増大を防止し,国民の不安 を解消する必要がある。

#### 3. 当該施策の実施方法

教団に対する調査を,全国的かつ組織的に展開しつつ,特に必要な場合に, 公安調査官による立入検査を実施して,教団の 組織, 活動の実態, 危 険性(麻原彰晃こと松本智津夫(以下「麻原」という。)の影響力,危険な 綱領の保持等)などについて解明し,その活動状況を継続的に明らかにする。

#### 4.基本目標と達成目標・指標の関係

基本目標1の「オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の 安全に寄与する」を実現するためには、まずオウム真理教の活動状況を明ら かにし、次に調査内容に基づいた対応を行うことになるので、達成目標を「観 察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。」とした。

達成目標の性質から、その達成度については、定量的な目標を定めてその 結果を分析することは困難であるので,指標とした「オウム真理教の組織, 活動の実態及び危険性の解明の度合い」の内容により分析を行う。

(注)団体規制法は,団体の活動として役職員又は構成員が,例えばサリン を使用するなどして,無差別大量殺人行為を行った団体について,その活動 状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定 め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的 としている。

同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を継続して明らかにす るための「観察処分」及び,当該団体の危険な要素の量的,質的増大を防止 する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処 分の一環である立入検査を妨害するなどして、当該団体の危険な要素の把握 が困難と認められる場合に,一定の活動を一定期間制限する「再発防止処分」 の二つがある。

なお、「観察処分」の具体的な措置としては、 団体の活動状況を明らかに するために特に必要があると認められる場合に,団体が所有又は管理する土 地又は建物に対して公安調査庁長官が公安調査官に行わせる「立入検査」,

同庁長官が当該団体から役職員、構成員の氏名、住所などの報告を受ける 「報告徴取」, その他 , 団体の活動状況を明らかにするために行う「任意 調査」がある。

# 目標達成に影 響を及ぼす可 能性のある外

特になし

# 部要因

**測定方法等 1.測定時期**: 平成18年3月31日

#### 2.測定方法等

教団の組織,活動の実態,危険性(麻原の影響力,危険な綱領の保持等) の解明の度合いに基づき評価する(立入検査回数,施設数,動員した公安調 査官数,実施時間,関係地方公共団体に対する情報提供件数を含む。)。

## 評価の内容 1.平成17年度に講じた施策(実施状況)

#### (1)観察処分の期間更新(第2回目)請求

公安調査庁長官は,教団に対する観察処分について,教団が,依然とし て松本・地下鉄サリン事件の首謀者麻原を絶対的帰依の対象とし,同人の 教えに基づく殺人を勧める綱領等を維持するなど、その危険な本質を観察 処分決定時及び期間更新決定時と変えていない上、閉鎖的・欺まん的体質 を保持していると認められることなどから,引き続き,教団の活動状況を 継続して明らかにする必要があると判断し,平成17年11月25日,団 体規制法の規定に基づき、公安審査委員会に対して、観察処分の期間更新 (第2回目)を請求した。また,公安調査庁長官は,同請求に際し,教団 の収益事業の概要,事業の収支状況等の報告事項を追加するよう意見を述 べた。

#### (2) 教団施設に対する立入検査等

公安調査庁は,平成17年度において,団体規制法第7条第2項の規 定に基づき、合計24回(約240時間)にわたり、延べ32施設に対 し,公安調査官延べ710人を動員して立入検査を実施した。

各施設に対する立入検査の結果,麻原の著書及び同人の説法を収録したビデオ・カセットテープ,CD,DVDが多数使用・保管されていたほか,施設内で麻原の唱える説法や呪文(マントラ)が流されているなど,教団信徒が依然として麻原の教えに従って活動を継続している実態が改めて確認された。

また,教団が出家信徒の住居として報告していた施設が,麻原の行った殺人をも肯定する内容の説法を始め同人のすべての説法を一括して管理・保管する教団の枢要施設であったり,教団が一般人を代表者に据え,教団名を秘匿して確保した施設が,教団信徒向けの食品を製造する工場として使用されていることが確認されるなど,教団の欺まん的な体質が改めて明らかとなった。

さらに,教団は,立入検査に際して逐一異議を申し立てるなど,これまでも非協力的な対応を示していたが,平成17年6月,教団等が立入検査により精神的苦痛を受けたとして提訴していた国家賠償請求が棄却された後も,「写真撮影は押収と同視し得るもので認められない」などと抗議し,検査対象物の撮影をしばしば中断ないし遅延させるなど,今なお非協力的な姿勢を見せていることが確認された。

このほか,教団に対する調査の結果,教団が,衆生救済を実現するために,すべての人が麻原の定めた一定の位階に達した教団の信徒に指導されながら暮らす理想郷(シャンバラ)を実際に我が国に建設することを目指すとする「日本シャンバラ化計画」を依然として保持し,信徒に対して,同計画を実現するためには,教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする,殺人を暗示的に勧める内容を含む教義である「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践の重要性を強調している。また,教団は,信徒に対して,その基礎となるマインドコントロールの手法を用いた修行・儀式を受けさせるとともに,松本・地下鉄サリン事件を同教義の実現として正当化する指導を行っており,末端信徒にもそうした認識が浸透していることが認められた。

教団からの報告徴取においては,教団が,信徒の一部を殊更報告せず,活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告しないなど,組織の実態や活動の状況を偽ろうとする姿勢が認められた。

### (3)教団からの報告徴取

公安調査庁長官は,平成17年度において,教団から4回にわたり,教団の役職員及び構成員の氏名及び住所,教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途,教団の資産等の事項について報告を受けた。

#### (4)関係地方公共団体への情報提供

観察処分に基づく調査結果については、平成17年度において、関係地

方公共団体の長の請求を受け,18の関係地方公共団体の長に対し,47回にわたり情報提供を行った。

#### (5)団体規制法の施行状況等の国会報告

平成17年4月には、団体規制法の規定に基づき、平成16年1月1日から同年12月31日までの間における同法の施行状況等を国会に報告した。

## 2.評価結果

公安調査庁長官による観察処分の期間更新請求を受けて,公安審査委員会は,教団に対し,更新が予定されている処分の内容,更新の根拠となる法令の条項及び更新の理由となる事実並びに陳述書の提出先及び提出期限を官報で公示して通知し,意見陳述の機会を付与して,教団から陳述書の提出を受けるなどした上で,平成18年1月23日,観察処分の期間を3年間更新(第2回目)するとともに,教団の収益事業の概要,各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所等を報告事項として追加する決定を行った。同決定では,公安調査庁が観察処分の実施を通じて明らかにした教団の組織,活動の実態,危険性がほぼ認められることとなった。

観察処分に基づく立入検査と教団に対する調査については,教団等が,公安調査官の立入検査及び調査によって損害を受けたとして平成15年1月及び同年8月に提起した国家賠償請求訴訟において,東京地方裁判所が平成17年6月及び同年7月に原告の請求を棄却する判決を行っていることなどから,公安調査庁による立入検査及び調査が適切に行われていると言える。また,教団の実態を解明する上で,仮に観察処分がないとすれば,同種の情報は,公安調査官が教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し,その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり,時間的・労力的に多大な負担がかかるだけでなく解明が極めて困難になる。一方,立入検査は,公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから,教団の実態把握や教団から徴した報告の真偽を確認する手段として,効率的・有効的な措置であると考える。さらに,立入検査は,教団の危険性の増大と再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても効率的・有効的な措置であると考える。

このほか,関係地方公共団体の長からの調査結果提供の請求については, 平成16年12月に,調査結果提供書の記載内容について,法務省令の一部 を改正し,提供範囲を拡大したところ,提供先の関係地方公共団体から「施 設内部の状況だけでなく教団の活動実態が分かり,地域住民の不安解消に役 立った。」などの一定の評価を得ていることから,関係地方公共団体に対す る情報提供が適切であったと考える。しかし,教団施設の周辺住民等は依然 として教団に対する不安感を抱いており,教団施設が所在する多くの関係地 方公共団体の長からは継続的に調査結果提供の請求を受けていることから, 周辺住民等の不安感を更に解消するためにも,観察処分に基づく調査結果の提供は不可欠である。

以上の結果, 教団の活動を明らかにする, 教団が有している危険性を 把握し,その増大を防止する, 国民の不安感を解消するという点などから, 観察処分の実施を通じたオウム真理教の活動状況に関する調査については, 有効性・効率性が認められ,引き続き実施していく必要がある。

## 見直しの有無

特になし

備考

#### 目 標 基本目標2

内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保 に寄与する。

【**基準年次・評価総括年次:**平成17年度】

### 達成目標

内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を 政府機関に適切に提供する。

|情報提供の迅速性・適時|**目標値等**|

|性, 当該情報の正確性

#### 基本的考え方 1.課題・ニーズ

国際テロや北朝鮮問題が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案 事項となっている情勢下にあって,国民の安全の確保に係る情報を収集・分 析し,官邸を始めとする政府・関係機関に提供して政府の施策遂行に寄与す ることは、公共の安全確保のための最重要課題である。

## 2.目的・意図(当該施策の必要性)

内外情勢に関する情報を的確に分析・評価し,政府・関係機関に適時・的 確に提供する。

#### 3. 当該施策の実施方法

情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど,時々の優先すべき課題に沿 って柔軟に対応するとともに,情報収集・分析・評価能力を一層強化するた め、外国情報機関等との連携強化や情報ニーズの把握に努めるなどして、総 合的な調査力のレベルアップを図る。特に,国際テロについては,平成16 年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「テロの未然防止に 関する行動計画」の着実な実施に寄与する。

なお、内外情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームペー ジに掲載して,国民への情報提供も行う。

#### 4 . 基本目標と達成目標・指標の関係

基本目標2の「内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより 公共の安全の確保に寄与する。」ためには、達成目標としている「内外情勢 に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関 に適切に提供する」ことが肝要である。

達成目標の性質から、その達成度については、定量的な目標を定めて、 その結果を分析することは困難であるので、指標とした「情報提供の迅速 性,適時性,当該情報の正確性」の内容により分析を行う。

目標達成に影 響を及ぼす可 能性のある外

特になし

#### 部要因

**測 定 方 法 等 1.測定時期:**平成18年3月31日

#### 2. 測定方法等

情報の提供状況を検証し、その迅速性・適時性、当該情報の正確性に基 づき評価する。

### |評 価 の 内 容 | 1 . 平成 1 7 年度に講じた施策(実施状況)

### (1)調査等の実施状況

国際テロ関係においては、平成16年12月の国際組織犯罪等・国 際テロ対策推進本部決定「テロの未然防止に関する行動計画」の実施 ・検討を進め,平成17年4月,公安調査庁調査第二部に国際調査企 画官1人を新設するとともに,現場における調査要員を増員し,国際 テロ組織等の動向に関する情報収集や国内における不穏動向調査に集 中的に取り組んだ。

特に,イタリア・トリノ冬季オリンピックの開催に際しては,外国 情報機関等との連携を図るなどして、国際テロ組織、テロリスト等の 不穏動向の把握に努めた。

北朝鮮関係においても、情報収集体制の強化を図り、北朝鮮の国内 情勢、対外・対日政策、日本人拉致問題や不法活動、核兵器開発問題 等に関する調査を実施した。

中国関係では,中国の国内情勢のほか,対北朝鮮政策や対米政策を 始めとする対外政策、歴史認識問題等をめぐる対日政策などに重点を おいた調査を実施した。

このほか、自衛隊のイラク派遣や国内の米軍基地再編問題などをめ ぐる過激派団体の動向や日本人拉致,領土問題,海洋権益問題,反日 行動等をめぐる右翼団体の活動などに関する調査を実施した。

また、これらの調査においては、外国情報機関等とも緊密な情報交 換を実施した。

## (2)政府・関係機関等への収集・分析情報の提供状況

収集・分析情報については、随時、内閣総理大臣、内閣官房長官等 に直接報告したのを始め政府部内の各種会議(「内閣情報会議」、「合同 情報会議」、「拉致問題特命チーム」等)を通じ、あるいは担当官が関 係省庁に直接赴くなどして,政府・関係機関に提供した。

また,政府・関係機関はもとより,政府との関わりの強い法人に対 しても各種情報提供を行った。特に、イタリア・トリノ冬季オリンピ ックの開催に際しては,国際テロ組織の活動状況などのテロ関連情報 を提供した。

このほか,平成17年12月には,内外の公安情勢について取りま とめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め随時に各種作成 資料を政府・関係機関等に配布した。また、公安調査庁のホームページにおいて、「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び「公安調査庁のトピックス」欄で、内外情勢に関する情報とオウム真理教に対する「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の施行状況、観察処分の期間更新請求等に関する情報を掲載した。

#### 2.評価結果

国際テロ調査においては、公安調査庁総務部の情報管理官1人を廃止し、調査第二部に国際テロ関係情報の総合的分析及び情報収集の計画・立案を行う国際調査企画官を新設したほか、現場における国際テロ調査要員を増強し、調査体制の強化を図った。また、本庁において、幹部及び分析担当調査官による各種会議、検討会や外部の有識者との意見交換等を、内容に応じて定期的あるいは随時に開催して、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、課題や今後の対応について協議し、その結果を本庁及び各公安調査局の調査部にフィードバックすることによって、適時・的確な情報収集・分析・評価能力の強化を図った。さらに、官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努めるとともに、外国情報機関等との緊密な情報交換を行い、更なる関係強化を図った。

こうした体制の下,収集・分析した情報については,内容に応じ,特に重要なものは内閣総理大臣や内閣官房長官等に直接報告するとともに,随時に政府・関係機関等に直接あるいは政府部内の各種会議等を通じて報告・提供するなどした結果,提供先からは継続的な情報提供を要請されるなど,一定の評価を得たことから,情報提供の際の迅速性・適時性,提供情報の正確性の確保については,おおむね達成できたと考える。また,情報提供の形態については,専門的な情報は随時,政府・関係機関等へ提供したり,刊行物により配付したほか,必要に応じてホームページに掲載するなどして,情報の質やニーズに応じて適切かつ効率的に情報提供を行った。

これらのことから,政府の施策遂行に寄与するための情報収集と適時・的確な情報提供ができたと思料され,本施策は,内外情勢に関する情報を政府機関へ提供することにより公共の安全に寄与するという点で,有効性,効率性が認められる。

ただし,国際テロや北朝鮮等をめぐる情勢などについては,その脅威が急速に高まっており,現下,我が国の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在しており,我が国の公共の安全の確保により一層寄与するためにも,公安調査庁における情報収集・分析・評価能力を質的にも量的にも一段と充実強化する必要があると考える。

## 見直しの有無

特になし

**備** 考